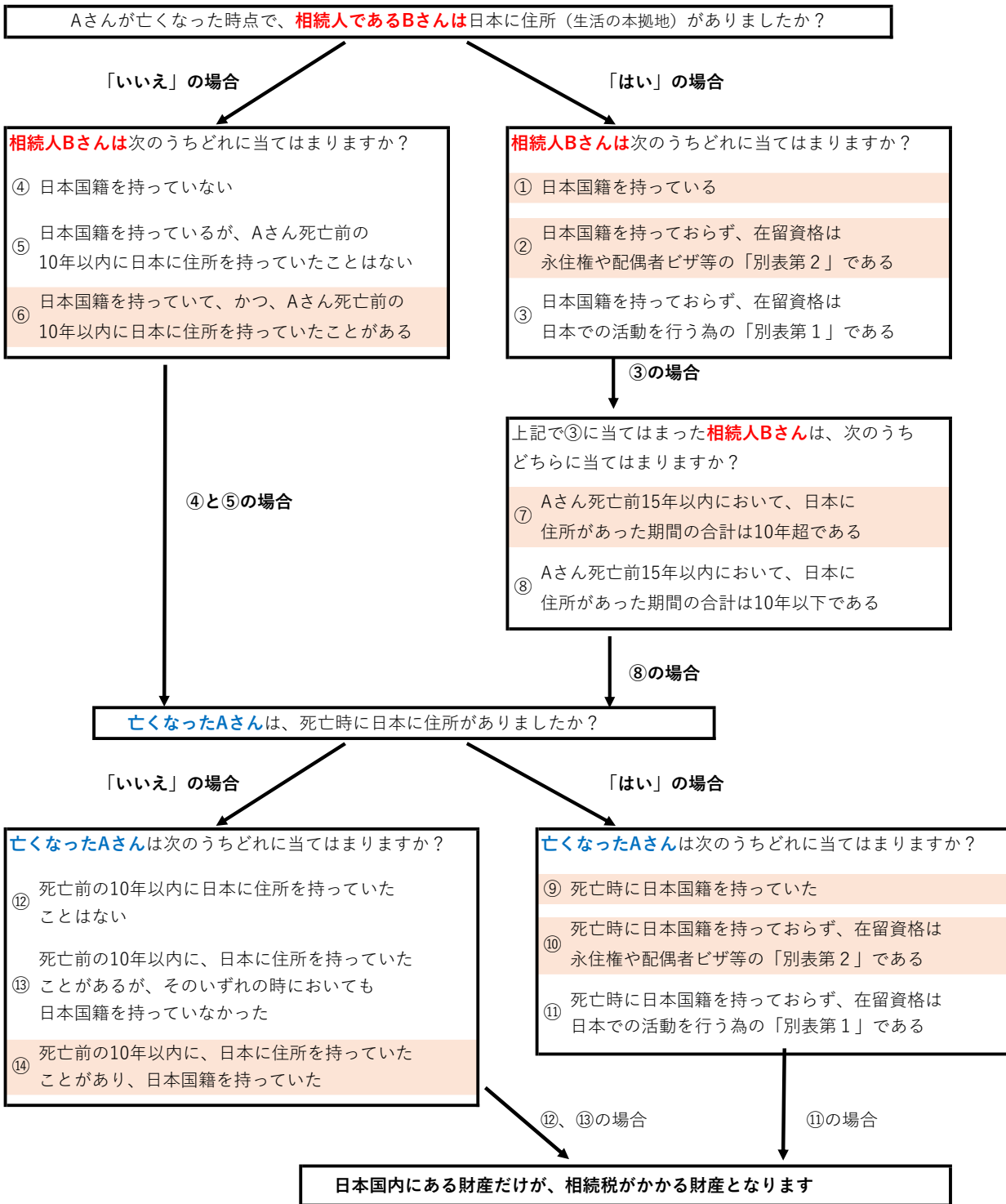


A … 死亡した人

B … Aさんの死亡により財産を受け取る相続人



の場合、日本国内だけではなく海外財産も日本の相続税がかかる財産となります

※参照元；国税庁タックスアンサーN0.4138「相続人が外国に居住しているとき」

被相続人 \ 相続人		国内に住所あり		国内に住所なし		
		一時居住者 (注2)	日本国籍あり		日本国籍なし	
			10年以内に国内に住所あり	10年以内に国内に住所なし		
国内に住所あり	国内に住所あり	※2	※2	※2	※2	
	外国人被相続人(注3)					
国内に住所なし	10年以内に国内に住所あり	※2	※2	※1、※2		
	非居住被相続人(注4) 10年以内に国内に住所なし (非居住被相続人)					

※2；国外転出時課税の納税猶予の特例制度を受けていたときは違う扱いになる場合があります